

令和4年1月25日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

オミクロン株への対応について（通知）

新型コロナウイルスの対応については、日々御尽力及び御協力を賜り、お礼申し上げます。
広島県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当面の間、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者をオミクロン株の濃厚接触者とみなし、待機期間が従来の14日から10日とされました。（濃厚接触者の定義については別紙を参照。）

また、障害福祉サービス事業所等の従事者については、社会機能維持者となるため、事業者の判断により自費検査を行った場合には、この10日間の待機期間がさらに短縮されますので、詳しくは、次の県ホームページを確認してください。

なお、従来どおり、事業所や職員の家庭における基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、令和3年度から障害福祉サービス事業所において努力義務となっている感染症対策について、引き続き整備を進めていただきますようお願いいたします。

県ホームページ「新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/noukou-taiki.html>

【参考】 感染症対策の強化（努力義務規定）

- ・ 感染症対策委員会の設置
- ・ 感染症対策指針の整備
- ・ 感染症対策研修の実施
- ・ 感染症対策訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 業務継続に向けた計画等の策定
- ・ 業務継続に向けた研修の実施
- ・ 業務継続に向けた訓練（シミュレーション）の実施

担当 指導検査グループ
電話 (082)513 - 3158
(担当 伊藤, 片桐)